

トラック奈良 11

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和2年] **2020**

No.319



十津川村

全ト協 第18回「トラックの森」記念植樹式へ参加

日時：令和2年10月8日(木) 午前10時～午前10時45分
場所：花博記念公園鶴見緑地（大阪市鶴見区緑地公園）

全日本トラック協会が開催した、「トラックの森」づくり事業に塚本哲夫会長が参加し、ジンダイアケボノ（サクラ）の記念植樹を行いました。

トラック業界として地球温暖化の大きな要因であるCO²を削減するため、森林の保護育成により地球環境改善に寄与することが目的です。



▲写真右が塚本会長 左は和ト協・阪本会長



「トラックの森」記念植樹式へ参加	巻頭
太田好紀五條市長が来訪	2
国土交通大臣政務官 小林茂樹衆議院議員 来訪	4
国土交通省 近畿運輸局次長 高田直和氏 来訪	5
法令遵守セミナー	6
避難情報は5段階で発令されます(十津川村)	8
衝突被害軽減ブレーキ装置 実証実験	10
不正軽油追放啓発展及び街頭啓発活動	12
奈良県フォークリフト運転競技大会	13
奈良地域 献血運動を実施	14

■ 中小企業庁から

下請け駆けこみ寺	15
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です	16

■ 全ト協から

「標準的な運賃」Q & A	18
---------------	----

■ 奈良労働局から

奈良労働局からのお知らせ	20
--------------	----

■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	21
---------------	----

■ 全ト協から

軽油価格調査集計表(2020年8月)	22
--------------------	----

■ 奈ト協から

適正化事業・巡回指導報告書	23
11月・12月の行事(予定)表	24
物流セミナー中止案内	25
KIT事業の案内	26
トラックの構造上の特性	27
事業用自動車事故事例No.63	28

■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	29
----------------	----

■ 国土交通省から

国土交通省からのお知らせ	32
新型コロナウイルス感染症予防対策について	34
「トラックの日」PR活動	36

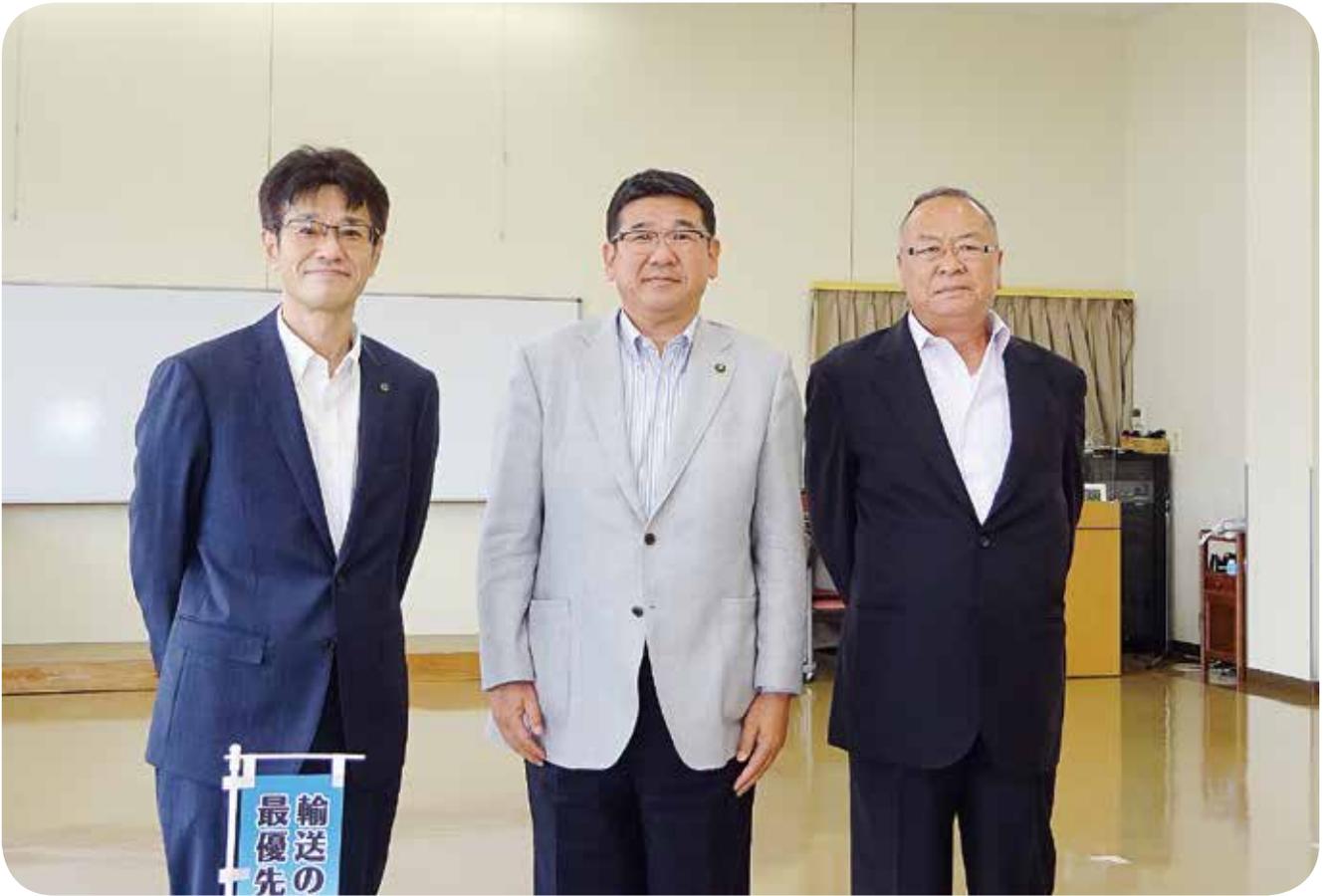
太田好紀五條市長が来訪

日：令和2年9月25日(金)
場所：奈良県トラック会館

太田好紀五條市長が9月25日、丸山泰登美五條支部長の案内で、奈良県トラック協会を訪れ、協会が8月、同市に災害対策啓発冊子とLEDライトを寄贈したことに対し、塚本哲夫会長に謝意を示されました。

太田市長は、「トラック協会には、行政と連携して、五條市民の安全のために支援を頂き、一度ご挨拶に伺わなければとっていた。5段階の避難情報啓発冊子は自治会を通して配らせて頂き、ありがたい。」と話され、塚本会長は「今後ともできることをさせて頂く。」と応えました。





▲写真中央が太田五條市長、左が塚本哲夫会長、右が丸山泰登美五條支部長

※写真撮影のためマスクを外しています

国土交通大臣政務官 小林茂樹 衆議院議員 来訪

月日：令和2年10月9日(金)
場所：奈良県トラック会館

国土交通大臣政務官 小林茂樹 衆議院議員が「政務官として航空、港湾、自動車を担当する。トラック運送事業者の実情をお聞きしたい。」と来訪、塚本哲夫会長が新型コロナウイルス感染症によるトラック運送業界への影響について報告・説明しました。



※写真撮影のためマスクを外しています

国土交通省 近畿運輸局次長 高田直和氏来訪

日：令和2年10月2日(金)

場所：奈良県トラック会館

近畿運輸局次長高田直和氏が、伊藤徳男近畿運輸局交通政策部計画調整官、澤島弘幸奈良運輸支局長と共に、奈良県トラック会館を訪問されました。

協会からは、新型コロナウイルス感染症の国の経済対策等への御礼を申し上げ、近畿運輸局から、新型コロナウイルス感染症防止対策についてお話を伺いました。



◀写真中央が高田次長
右が伊藤計画調整官
左が澤島支局長



▲写真右から3人目が高田次長

※写真撮影のためマスクを外しています

令和2年度 法令遵守セミナー

日時：令和2年10月13日(火) 午前10時30分～、午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加者：午前の部 23人、午後の部 25人



▲午前の部



▲午後の部

トラック運送事業に係わる法改正などの法令遵守についての理解を深めるためのセミナーを開催しました。密になるのを避けて午前と午後の部に分けて、時間も通常より短めに設定し、要点を説明しました。主な内容は以下の通りです。

《県内の交通情勢及び交通安全対策について》

講師：奈良県警察本部 交通部 交通企画課 係長 北川真也 氏

県内の情勢は全国と同じ傾向で、交通事故は減少傾向にある。奈良県の全人身事故件数は10年前では6,515件だったが昨年は3,328件に半減している。今年度上半期の死亡事故は昨年同期より6人減って11人。そのうちの約8割にあたる9人が高齢者で、全人身事故に占める高齢者の事故の割合が高くなっている。

平成29年3月の道路交通法の改正により、準中型自動車免許が創設され、新規ドライバーを雇用する際は保有する免許区分で乗務可能な車両に特に注意を要する。昨年の改正では「ながらスマホ」についての罰則強化があり、携帯の取締り件数は去年の約半数に減ってきている。妨害（あおり）運転の対象となる10種類の違反は処罰の対象に

なりうるので、運転手への指導・監督をして頂きたい。



▲奈良県警察本部 北川真也 氏

《労働災害の動向と安全衛生管理について》

講師：奈良労働局 労働基準部 健康安全課 地方産業安全専門官 稲垣 剛氏



▲奈良労働局 稲垣 剛氏

労働者死傷病報告に基づく休業4日以上のケガが労働災害に

なる。全産業の労災事故のうち、道路貨物運送業はその1割程度を占める。ただし労働者数では全産業の1割も占めていないはずなので、災害発生 の比率が高い。事故の中では荷役作業中が圧倒的に多く69%。発生場所は社外で79%。事故の型別では墜落・転落や動作の反動、転倒が多い。事故には防げる事故と防

げない事故がある。動作の反動による事故は、荷物を運ぶ際に自分の足元を確認する、荷台から飛び降りないなどで防ぐことができる。ドライバーがもっと安全意識をもって行動すれば、ゼロにはできないかもしれないが半分には減らすことはできる。

《時間外労働の上限規制に向けて》

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 労働時間管理適正化指導員 森川友恵氏

36協定を締結する際、2024年4月1日以降、トラック運転者の年間の時間外労働の上限が960時間になる。まずは、今年度届出した36協定の上限時間との差を把握すること。有給休暇の年5日以上取得義務化のこともあるので、今から対応していかないと間に合わない。休憩時間を特定し、拘束時間と労働時間の実態を確認することが大

切。未払い賃金を出さないためにも時間管理の徹底が必要になる。ここ数年で法律がどんどん変わっているので気づいたら違反していたということのないようにしていただきたい。2023年の4月からは月60時間を超える、時間外労働の割増率が25%から50%になる。各事業所で今一度、立ち止まって考えてほしい。奈良労働局では指導員の無

料派遣も実施しているので労務管理のアドバイザーとして役立ててほしい。



▲奈良労働局 森川友恵氏

《「標準的な運賃」の告示の概要について》

講師：近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 伊藤博樹氏



▲奈良運輸支局 伊藤博樹氏

長時間労働をさせずに十分な賃金を支払うため、適正な運賃を収受できる環境を整えようと法改正をし、標準的な運賃の告示制度が創設された。距離制と時間制で、統一的な運賃を4つの車格に分けて設定している。奈良県の場合、近畿運輸局ブ

ロックの表を参考にし、自社の運賃が標準的な運賃とどれぐらいの差があるのか把握して、今後の運賃設定の参考にして頂きたい。運賃を変更した場合は、変更後30日以内に運輸支局へ届出をしなければならないので、お忘れなく。

《最近のトラック輸送事業の取組みについて》

講師：近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 課長補佐 木原健太氏

国土交通省では自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」（正式名称「運転者職場環境良好度認証制度」）を創設し、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することにより求職者のイメージ刷新を図り、安定的な人材の確保へとつなげていきたいとしている。認証を受けるには（一社）日本海事協会へ申請し、①法令遵守、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、

⑤多様な人材の確保・育成の5分野について20項目以上の要件を満たさないといけない。費用はかかるが認証を受けることで運転者への就職を促すことができるので、ぜひ取り組んでほしい。また「ホワイト物流」推進運動は8月末現在、約1,500社から賛同を得ている。荷主等による、長時間労働の荷待ちや契約に含まれない附帯業務の強要等、コンプライアンス確保に影響しうる輸送を行わざ

るを得ない実態を把握するため、ホームページから投稿できる「意見等の募集窓口」を設け、荷主についての情報提供を呼びかけている。



▲近畿運輸局 木原健太氏

避難情報は5段階で発令されます 防災啓発冊子を十津川村へ

月日：令和2年9月18日(金)
場所：十津川村役場 村長室

防災啓発用冊子を十津川村へ届けました。更谷慈禧^{よしき}村長は、「災害が多いところであり、村内の全所帯に配り、防災意識の向上に努めて頂くこととします。」と話をされました。



▲写真中央が更谷村長

※写真撮影のためマスクを外しています





◀ 十津川村役場



衝突被害軽減ブレーキ装置 実証実験

日時：令和2年9月19日(土) 午後1時～午後4時

場所：奈良市北之庄町 富士運輸株式会社 奈良支店 第2駐車場

メーカーの開発とドライバーの安全運転は車の両輪

当協会会員事業所の富士運輸株式会社（代表取締役社長 松岡弘晃氏）が実車車両を使用し、各車両に標準装備された衝突被害軽減ブレーキの実証実験を実施しました。宮城県塩釜市の佐貞商店が取り扱う全長3mの段ボール製トラックなどでこしらえた対象物に対して被害軽減ブレーキの性能を検証。使用した車両は日野自動車（4軸、トラクター、4t）、三菱ふそう（4軸、トラクター、4t）、いすゞ自動車（4t）、スカニア（トラクター）、UDトラックス（QUON）、ボルボ（FH）の各車。



▲あいさつする松岡社長

冒頭、松岡社長は「安全運行と事故防止が当社の最大の課題。実証実験で様々なメーカーさんの車がどれだけ安全にできているのか検証して、今後のトラック導入の参考にさせて頂きたい」とあいさつしました。

実証実験は6メーカー10車種のトラックで時速20kmから小刻みに速度をあげて走行。対象

物の何メートル手前で止まったかを測定。

取締役安全担当の石谷泰人氏が「メーカーの開発とドライバーの安全運転は車の両輪、今回体験した結果を今後に生かして事故ゼロの富士運輸を目指したい」と述べました。



▲段ブロックのトラックの前で、取締役安全担当の石谷泰人氏(右)と(一社)段ブロック・プロジェクトの佐藤亘代表理事(左)



▲中西学 常務取締役



▲制動距離を測定



▲Seno Pro Trucksの架装車両



▲参加した社員の方と関係者のみなさん

不正軽油追放啓発展及び街頭啓発活動

日時：令和2年10月1日(木) 午前9時30分～
場所：奈良・針トラックステーション



不正軽油の種類や不正軽油に関する罰則などを掲示

(公社) 奈良県トラック協会と奈良県中南和県税事務所は、今年も不正軽油追放の啓発活動を針トラックステーションで実施しました。啓発チラシと啓発

品をセットにして立ち寄りのトラック運転者を対象に不正な軽油の追放や情報の提供を訴えました。活動に先立ち、休憩所に啓発ポスターを掲示（10月30日

まで）。不正軽油の脱法性や罰則について理解を促すようにしています。



▲針トラックステーション休憩所の掲示



▲啓発チラシと啓発品

奈良県フォークリフト運転競技大会

日時：令和2年10月17日(土)午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館

主催：陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良支部（支部長 塚本哲夫）は、遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、職場における安全作業の確立と労働災害防止を目的として、令和2年度の奈良

県フォークリフト運転競技大会を3事業所5選手が参加し、開催しました。コロナ禍の今年は感染防止のため室内で実施する学科競技を取り止め、フォークリフトの点検競技と運転競技を行い金澤累選手（奈良センコー

物流(株)）が優勝しました。金澤選手は「現状に甘んじずさらに技術を磨きたい」と話していました。

なお今年の全国大会はコロナ禍の影響で開催中止となりました。



▲西濃運輸(株)奈良支店 前坂雄一郎選手



▲(株)辻本運送 中川大豪選手



▲奈良センコー物流(株) 金澤累選手



▲(株)辻本運送 林泰成選手



▲奈良センコー物流(株) 吉岡由智選手

奈良地域 献血運動を実施

日時：令和2年10月12日(月)

場所：日本赤十字社奈良県赤十字血液センター 近鉄奈良駅ビル献血ルーム

奈良地域は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため街頭広報は中止し、日本赤十字社奈良県赤十字血液センターで献血に協力された方に食パンを贈呈し、献血を広める運動を行いました。



▲右から二人目
奈良県赤十字血液センター
奈良出張所 所長 浅芝 修氏



下請け駆けこみ寺

下請けこみ寺トップ

無料相談

裁判外紛争解決手続（ADR）

下請けこみ寺一覧

下請けこみ寺

中小企業の取引上の悩み相談を相談員や弁護士が受け付けます。

「下請けこみ寺」は、下請取引の適正化を推進することを目的として国（経済産業省 中小企業庁）が全国48か所に設置したものです。本部（全国中小企業振興機関協会）と各都道府県に設置された中小企業振興機関に設置されています。



中小企業が抱える取引上の様々な悩み相談への対応や裁判外紛争解決手続（ADR）による迅速なトラブルの解決を実施しています。取引上の悩みをお持ちの方は、まずはお電話ください。

【相談事例】

- ・支払日を過ぎても代金を支払ってくれない
- ・原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じてくれない
- ・発注元から梱卸し作業を手伝うよう要請された
- ・お客さんからキャンセルされたので部品が必要なくなったと言って返品された
- ・「歩引き」と称して、代金から一定額を差し引かれた
- ・長年取引をしていた発注元から突然取引を停止させられた

【最新のお知らせ】

中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けている「下請けこみ寺」では、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受け、取引でお困りの事業者の相談を受け付けています。

※相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱いますので、安心してご相談ください。紛争の相手先への連絡も当然しません。

☎ フリーダイヤル 0120-418-618

（最寄りの「下請けこみ寺」につながります。）

受付時間 平日9:00～17:00（12:00～13:00除く）

また、経済産業省HPの特設ページにて「新型コロナウイルス感染症」で影響を受ける事業者の皆様への支援策に関する情報を掲載しています。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

さらに、全国1050拠点に「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を設置しています。資金繰りに不安のある方、支援策の活用を検討している方はこちらまでご連絡ください。

【お問い合わせ先】

https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan_madoguchi.html

【アーカイブ】

中小企業の方からの原材料・エネルギーコスト増に関する相談窓口を設置しています。

「消費税転嫁対策特別措置法」の施行に伴い、消費税の転嫁等に係る取引上の相談に応じています。

熊本地震の発生に伴う下請事業者の取引上の影響に関する相談窓口を設置しています。

無料相談

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
お近くの「下請けこみ寺」に直接つなぐります

相談員や弁護士が中小企業の方からの相談に無料で応じています

- 詳しくはこちら
- メールでの相談
- 下請けこみ寺利用者満足度アンケート調査
- 下請けこみ寺 連絡先一覧
- Webからの相談

「下請けこみ寺」相談用フリーダイヤル（通話料無料）

0120-418-618

消費税転嫁対策相談専用フリーダイヤル（通話料無料）

0120-300-217

裁判外紛争解決手続（ADR）

取引に関わる紛争を迅速、簡便に解決するための調停手続きを行ないます（無料）。

- 詳しくはこちら

相談実績

製造業と建設業の方からの相談が多く、相談内容は、「代金の未払い」、次いで「取引中止」「代金の減額」などの相談が多くなっています。

相談実績 →

下請けこみ寺チラシ →

中小企業向けQ&A集 →

平成29年度
下請けこみ寺活用事例集 →

平成30年度
下請けこみ寺活用事例集 →

平成31年度
下請けこみ寺活用事例集 →

下請けこみ寺
活用事例集 →

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



(しわ寄せ防止特設サイト)

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう！



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和2年11月1日(日)9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



(過重労働解消キャンペーン)

「標準的な運賃」 Q & A

No	分類	質問	回答
1	告示全般	標準的な運賃の告示の趣旨・目的は何か。	緊急にトラックドライバーの労働条件を改善することを目的として、平成30年末に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、令和5年度末（2024年3月末）までの時限措置として、国土交通大臣が標準的な運賃を告示することができる制度が設けられました。同制度は、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業の働き方改革を進めるため、運送事業者が法令を遵守しながら、持続的に事業を運営するに当たって参考となる運賃を告示することを目的とするものです。
2	告示全般	運送事業者において、どのように標準的な運賃が使用・活用されることを想定しているのか。	運賃交渉など、実際の運賃の設定に当たっての一つの目安として活用いただくとともに、お示ししている標準的な運賃の設定の考え方を踏まえ、個々の事業の実態に応じた原価計算を行っていただくことにより、必要なコストに対する適切な運賃を設定いただくことを想定しています。
3	告示全般	標準的な運賃の告示を踏まえ、運送事業者は何をしたらよいのか。	告示した運賃表や、標準的な運賃の前提となる原価等の考え方を踏まえ、個々の運送事業者においても自社の運送に係る費用等の実態を踏まえた運賃の設定について、改めてご検討いただくことが望ましいものと考えています。その結果、自社の運賃設定を見直すこととなり、運賃・料金を変更した場合には、貨物自動車運送事業法に基づき、設定後30日以内に所定の届出等を行っていただくこととなります。
4	告示通達の解釈	第1回運輸審議会資料36頁の「適正な利潤」について、計算式や数字の4%や0.1の数字の根拠などを教えてほしい。	「適正な利潤」については、タクシー・バス等の交通モードと同様に、自己資本比率を用いております。タクシー・バス事業とトラック運送業では、業種は異なりますが、営業所を有していること、車両を使用した事業であること等から同様の事業形態であり、「利潤」も同様の基準を用いることで適正なものが算定できると考えているところです。具体的な計算式については、通達「原価計算要領について」（平成六年二月十五日自貨第十二号）の考え方をを用いております。
5	告示通達の解釈	運賃表に、200kmを超えるキロ程で「20kmを増すごとに加算する金額」、500kmを超えるキロ程で「50kmを増すごとに加算する金額」とあるが、209kmや549kmの運賃はどう扱うのか。	平成11年公示運賃の際と同様に取り扱うこととなります。209kmは220km、549kmは550kmの運賃となります。
6	告示通達の解釈	事業所内の掲示はすべての事業所で掲示する必要があるのか。	貨物自動車運送事業法第11条の規定のとおり、個人を対象とした場合には、事業所内の掲示が必要となります。
7	告示通達の解釈	平型、ダンプ車両等の適用方は出されるか。	特殊な車両にかかる適用方については、国交省で示された適用方をご参考いただき、各事業者で作成をお願いします。

No	分類	質問	回答
8	届出	標準的な運賃をそのまま使用してよいのか。	運賃の設定は、基本的には（利用者の利便等を阻害しない範囲において）個々のトラック事業者が任意に行うことができます。基本的には、個々の運送実態に応じて事業者ごとに個別の運賃の設定が行われることを想定していますが、事業の実態等を踏まえ、標準的な運賃をそのまま使用することが適切である場合には、そのまま使用いただくことも可能です。
9	届出	標準的な運賃を使用する場合における運賃変更届のひな型はあるか。	国土省から標準的な運賃を使用する場合の変更届の様式が示されました。国土省及び全ト協のHPに掲載されています。 ○全ト協HP http://www.ita.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei_jigyoho_202008.html
10	届出	運賃・料金の届出にはどのような書類の提出が必要か。	運賃・料金の届出に当たっては、氏名・名称等、事業の種類、運賃・料金を適用する地域、運賃・料金の種類、額（運賃表）、適用方法（変更の場合は変更の内容）等についての所定の届出書を提出いただく必要があります。なお、様式についてはHP上で公開しているので、適宜活用ください。
11	届出	運賃・料金の変更の届出を行うに当たって、変更前の運賃表が把握できない場合はどのようにしたらよいのか。	設定した運賃・料金を変更する場合には、原則として、変更前後における新旧の対照が分かるようにしていただく必要がありますが、何らかの事情により変更前の運賃表が不明となっているなどやむを得ない場合には、変更前の運賃表の提出がなくても届出を受け付けます。
12	届出	全国に営業所がある事業者の届出は、主たる事務所1カ所に届け出ればよいのか。	届出は主たる事務所の所在地である管轄地方運輸支局等に届け出てください。なお、提出部数は、届出書にチェックした運輸局分の部数が必要となります。
13	適用方	適用方参考例の数値が○や△となっている数値は、平成11年に示された適用方を参考にしてもよいのか。	適用方参考例の一部数値は○○、△△となっていますので、各事業者で設定していただくこととなります。なお、事業者の判断により、当該数値は平成11年適用方を参考にさせていただくことは問題ありません。
14	その他	届出を行った運賃と実際に收受する運賃に相違があった場合、行政指導等の対象となるか。	届出を行った運賃の適用方法等において一定の場合の割増・割引や個別の特約に関する事項等が定められ、これらに基づく運賃体系の範囲内で運賃の收受が行われる場合は、特段の問題はありません。ただし、届出を行った運賃とは異なる運賃体系を使用する場合には、改めて変更に係る所要の届出を行っていただく必要があります。
15	その他	今回の告示制度について、守らない場合「荷主企業への罰則」等はないのか。	標準的な運賃は強制力を伴うものではありません。トラック運送業が安全を遵守しながら、その機能を持続的に維持するために必要なものであることを荷主企業等の皆様にご理解をいただくことが重要であります。なお、請求した運賃・料金を不当に据え置くことは下請法、独占禁止法に違反するおそれがありますので、中小企業庁や公正取引委員会へご相談してください。
16	その他	時限立法期限後は、制度自体がなくなるのか。期限後、届出することは可能か。	令和6年3月までの期限となっていますが、運賃そのものは自由届出のため、届出している運賃等は期限後も、標準的な運賃をもとに「自社の原価計算をもとに設定した運賃」として使用することは可能です。

奈良労働局からのお知らせ

奈良労働局からのお知らせ

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

1人でも労働者（パート、アルバイトも含まれます）を雇った場合、事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する必要があります。

労災保険は、労働者が業務上の事由または通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族の方に必要な保険給付を行っています。

雇用保険は、失業した場合や雇用の継続が困難となる場合等に対して保険給付や事業主助成などを行っています。

事業主の方は、従業員の方が安心して働けるよう、忘れず加入手続きを行ってください。

電子申請での手続き。口座振替納付が便利。24時間、365日いつでもOK！

★お問合せ先★

労働基準監督署
公共職業安定所(ハローワーク)
奈良労働局総務部労働保険徴収室
電話：0742-32-0203

近畿交通共済からのお知らせ

今年度の事故防止標語等入選作品のご紹介

今年度の交協連（全国トラック交通共済協同組合連合会：近畿共済など全国15のトラック共済の連合組織）主催の「事故防止に関する標語・体験記・児童画」の募集につきましては、多数の組合員従業員、ご家族の皆様からご応募をいただき、誠にありがとうございました。応募作品の選考は、去る10月12日に開催された交協連事故防止正副委員長会議において行われ、入選作品が決定しました。その結果、当組合からの応募作品のうち下記の方々の作品が見事に入選されました。（敬称略）

標語の部 佳作 **急ぐより 笑顔の帰宅を 待ってます** (株)サン・エクスプレス運送 岡田 逸佳子

佳作 **黄信号 進入ストップ 待つ余裕** (株)ワイエー物流 後藤 かおり

佳作 **割り込まれ イラまっ心に 深呼吸** (株)フジライン 東 繁和

児童画の部 幼児の部 優秀賞 **ぶじにかえってね** (有)河村運送 猪野 梨花(5歳)

高学年の部 佳作 **見るのは前でしょ** (有)浜井運送 向井 心愛(4年生)

標語の部 入選作品(最優秀賞・優秀賞)

最優秀賞	気の緩み 事故は一瞬 命はひとつ	(三重) 北勢運送(株)	望月 三枝
優秀賞	事故ゼロへ みんなでスクラム ワンチーム	(東北) 常磐郵便輸送(株)	佐久間 道也
優秀賞	バック時は 降りてひと手間 後方確認	(新潟) 新潟郵便輸送(株)	中野 久
優秀賞	急ぐほど ふえる死角と ます危険	(長野) 長野生コン(株)	小川 文安
優秀賞	事故防止 見えないところを 見る意識	(長野) 松代運輸(株)	宮澤 歩夢(家族)
優秀賞	大丈夫? 迷った時は 停まりましょう	(関東) (株)北都流通	横井 利之
優秀賞	まず生まれ 見えない死角に ひそむ事故	(関東) 神谷運送(株)	山本 悠太
優秀賞	優しいね あなたの運転 その笑顔	(神奈川) 石井商事運輸(株)	佐野 浩美
優秀賞	車間距離 空ければ増える 安心感	(兵庫) (株)新宮運送	小野 貴司
優秀賞	交差点 徐行と確認 何度でも	(岡山) サンキュー運送(有)	神谷 孝昌
優秀賞	確認は 誰でも出来る 心がけ	(岡山) (株)風物流	春木 美恵子
優秀賞	ルール違反 みんな見てるよ 会社名	(四国) (有)ハカタ貨物 本社営業所	山口 高澄
優秀賞	「ただいま」を 会社も家族も まってます	(南九州) 鹿児島海陸運送(株)	山下 かりん

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

軽油価格調査集計表(2020年8月)

令和2年9月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2020年8月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	89.88	80.04	89.29

2020年8月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JXTGエネルギー	85.14	79.35	93.15
出光	83.00	78.57	84.53
昭和シェル	98.00	85.30	
エクソンモービル			
キグナス		80.10	
コスモ	87.00	78.88	88.35
その他	92.04	81.13	88.30

2020年8月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	90.07	80.28	90.36
30～50キロリットル未満	88.50	79.00	82.64
50～100キロリットル未満		81.00	86.50
100キロリットル以上		77.90	

2020年8月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	91.94	78.88	93.73
30～60日未満	89.72	79.73	87.58
60日以上	81.40	84.17	90.70

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2020年4月	86.22	70.25	82.21
2020年5月	80.05	65.82	74.44
2020年6月	81.98	72.99	82.40
2020年7月	87.85	77.05	87.33
2020年8月	89.88	80.04	89.29

※消費税抜きの価格となります。

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和2年9月実施状況		令和2年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
16件	14件	4月	1件	8月	8件	12月	件	
		5月	1件	9月	14件	1月	件	
		6月	5件	10月	件	2月	件	
		7月	8件	11月	件	3月	件	
							35件	

令和2年9月実施結果					
調査事項			調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。		14	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。		14	0	0.0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。		14	0	0.0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。		14	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。		14	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)		6	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。		14	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。		14	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。		10	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。		0	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。		14	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。		14	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)		4	0	0.0%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。		14	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。		14	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。		14	1	7.1%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。		14	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。		14	1	7.1%
	6. 過積載による運送を行っていないか。	☆	14	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。		14	0	0.0%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。		14	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	☆	11	1	9.1%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。		3	0	0.0%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。		14	1	7.1%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。		12	3	25.0%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。		12	2	16.7%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。		14	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。		14	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。		14	0	0.0%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。		14	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。		14	2	14.3%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。		11	1	9.1%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。		14	1	7.1%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)		14	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。		14	1	7.1%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。		14	0	0.0%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。		14	0	0.0%
VII. 運輸安全マネジメント	1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。		14	0	0.0%
指導件数合計			475	14	2.9%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	9(1)件	2件	件	件	件	件	11(1)件
新規参入	件	件	2(2)件	件	件	件	2(2)件
新規(他)	件	1(1)件	件	件	件	件	1(1)件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	9(1)件	3(1)件	2(2)件	件	件	件	14(4)件

()は会員外の件数です

トラック協会・陸災防奈良県支部

11月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
1	日	8:00～	移動健康診断	奈良県トラック会館
6	金	13:30～	グリーン経営促進研修会	奈良県トラック会館
7	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
8	日	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
9	月	13:45～	整備管理者選任後研修	奈良県産業会館
11	水	9:45～	整備管理者選任後研修	奈良県産業会館
11	水	13:45～	整備管理者選任後研修	奈良県産業会館
13	金	9:45～	整備管理者選任後研修	奈良県産業会館
13	金	13:45～	整備管理者選任後研修	奈良県産業会館
14	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
15	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
18	水	13:30～	令和2年度原価計算活用セミナー	奈良県トラック会館
21	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
22	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
25	水	11:00～	「奈良県過積載防止対策連絡会議」の啓発活動	針テラス、奈良・針TS
26	木	13:30～	荷主等事業場に対する荷役災害防止ガイドライン講習会	奈良県トラック会館

12月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
4	金	11:00～	第2回総務委員会	奈良県トラック会館
10	木	9:30～	整備管理者選任前研修	整備振興会
11	金	9:30～	整備管理者選任前研修	整備振興会



物流セミナー中止案内

会 員 各 位

公益社団法人 奈良県トラック協会

会 長 塚 本 哲 夫

(公印省略)

令和2年度 物流セミナーの開催中止について

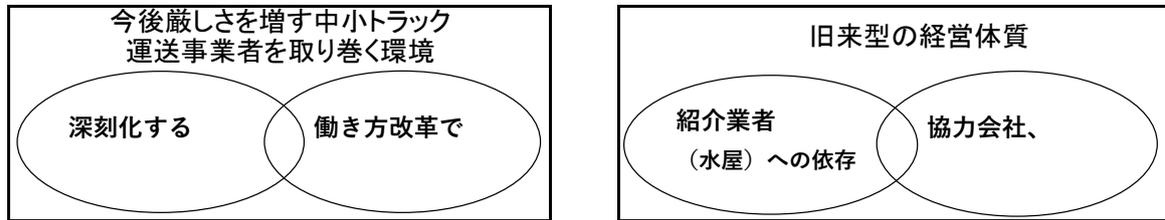
みだしの件につきまして、11月の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、会員の皆様はじめ、荷主企業、一般市民の皆様にご参集頂いての従来のような開催は難しいと判断し、今年度は中止と致しました。

何卒、ご理解頂きますようお願い致します。

K I T 事業のご案内

Kyodo Information of Transport
 K I T (協同・情報・輸送) 事業のご案内
 キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ
 求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
 がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・ 大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・ 明確な運賃
- ・ 回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 配車業務のシステム化
- ・ 配車担当者のスキル向上
- ・ 書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・ 帰り荷確保(実車率アップ)
- ・ 余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

* 運賃の集金は組合精算ですので安心です。

* 運賃の支払いは45日サイトです。

* 軽油・尿素的の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃<実例>

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和2年	8月	9月
軽油	87円	86円

4トン車

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
 (日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=52円(2020年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

トラックの構造上の特性

4 積載方法の基本

III

4. 積載方法の基本

1 積載のルール

■積載制限の遵守

積載の制限を超えて荷物を積んだり、荷台に人を乗せて走行してはいけません。

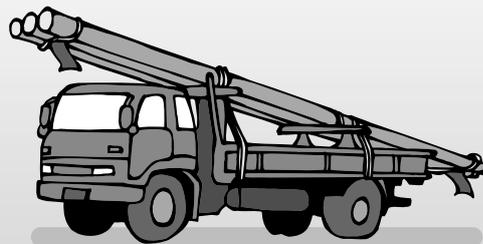
ただし、荷物の看守のための必要最小限の人を荷台に乗せることは認められています。

長さ	自動車の長さの1.1倍以下、かつ車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみださないこと	
幅	自動車の幅を超えないもので、かつ車体の左右からはみださないこと	
高さ	地上から3.8m以下	

分割できない荷物を運ぶ場合

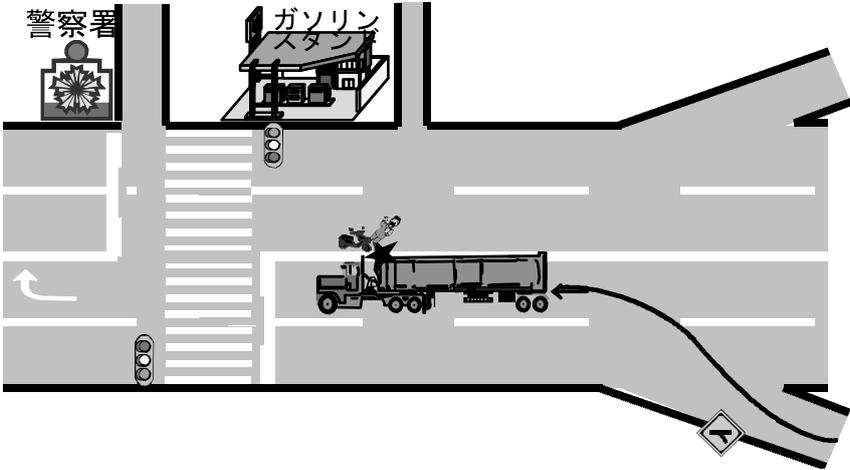
荷物を分割することができないため、積載制限を超えてしまう場合は、出発地の警察署長の許可を得れば、次の事項を遵守することを条件として、制限を超えて積載することができます。

- ① 荷物の見やすいところに、次のものを付ける。
 - ・昼間 — 0.3m平方以上の赤色の布
 - ・夜間 — 赤色の灯火または赤色の反射器
- ② 車の前面の見やすいところに許可証を掲示する。
- ③ その他道路における危険防止に必要な事項。



事業用自動車事故事例 No.63

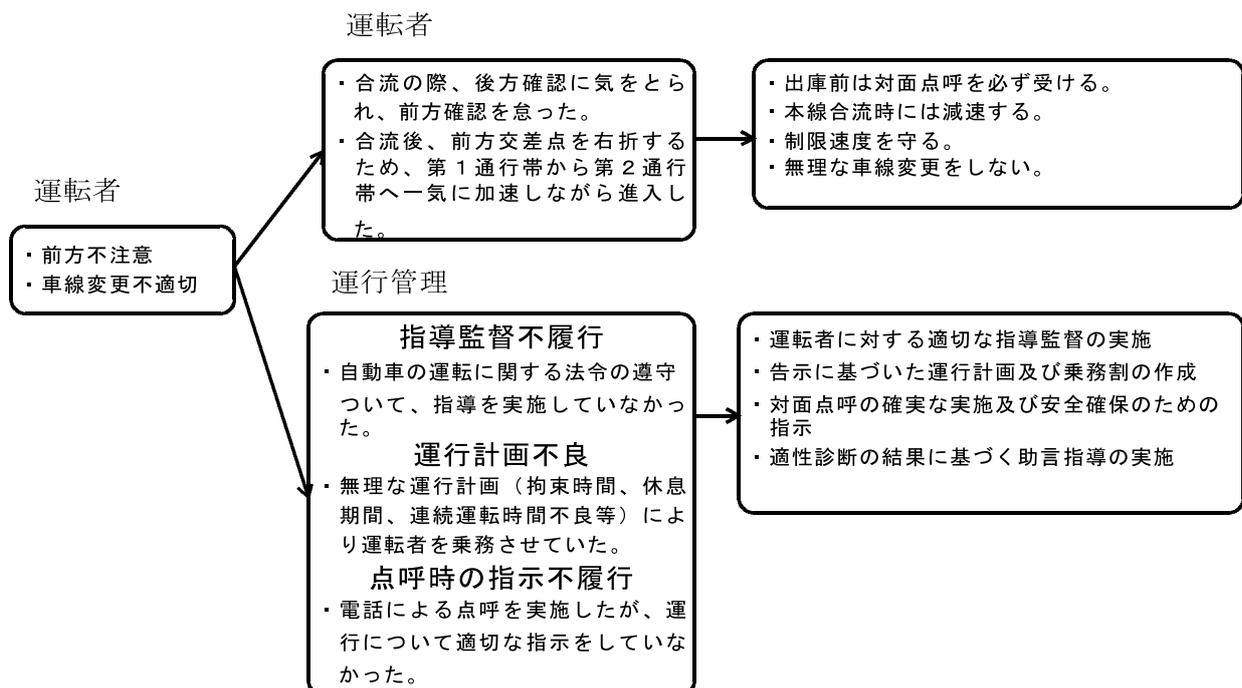
側道から本線へ合流直後バイクに追突

曜日・時間・天候	(水)・0時15分・晴
場所	一般道 制限速度 60 km/h 危険認知時速度 70 km/h
道路の状況	乾燥 幅員 12 m 直線(平坦)
運転者	年令 26歳 運転歴 8月
事故時の乗務距離	246 km
損害	死者 1名
<p>【事故の概要】 当該運転者は、2:00 に出庫し荷卸し後、12:30 に帰庫した。その後 1 時間休ほど休憩し、13:30 に出庫し荷主先で建築資材を積み込み後、運行管理代務者へ電話連絡をして 17:45 に荷降ろし先へ向け出発した。22:00 に到着し荷降ろしの間 30 分間休憩した後、22:30 車庫へ向け出発した。帰庫の途中側道から国道に合流するため後写鏡及び目視により右後方を確認した後、時速 50km で本線に合流し 300 m 先の交差点を右折するため、第 1 通行帯から一気に加速しながら第 2 通行帯へ進入したところ、第 2 通行帯を走行していた原動機付自転車に気付かず、当該車両の右前方で追突した。この事故により原動機付自転車の乗員が死亡した。</p>	
	
種別・用途・形状	普通・貨物・トラクタ・バンセミトレーラ
最大積載量	16,500kg
当時の積載量	0kg
当時の乗車人員	1名

【推定原因】

【事故の要因】

【事故再発防止対策】



奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

10月15日現在

区分	令和2年	令和元年	増減数	備考
総件数	27,166 件	31,695 件	-4,529 件	1日に約 94 件
人身事故件数	2,107 件	2,608 件	-501 件	1日に 7 件
死者数	20 人	24 人	-4 人	約14日に 1 人
負傷者数	2,600 人	3,267 人	-667 人	1日に約 9 人
物損事故件数	25,059 件	29,087 件	-4,028 件	1日に約 87 件

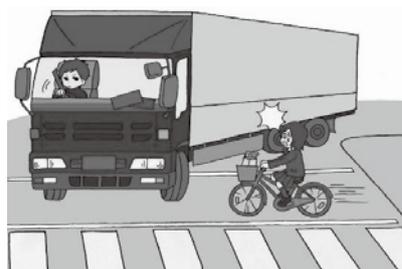
(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

10月15日現在

区分	令和2年	令和元年	増減数
総件数	1,235 件	1,265 件	-30 件
人身事故件数	87 件	131 件	-44 件
死者数	2 人	4 人	-2 人
負傷者数	125 人	159 人	-34 人
物損事故件数	1,148 件	1,134 件	14 件

(データは概数)



- ・県内の事業用貨物自動車に関する交通事故死者数は、**2人(前年比-2人)**です。いずれも、**大型トラックとバイクが衝突した交通事故**です。
- ・物損事故件数は前年比14件増加しています。

3 交通事故の特徴(令和2年10月15日現在)

県内では車の運転手が死亡する交通事故が**20件**発生しており、うちシートベルトを正しく着用していれば防げた可能性のある交通死亡事故が**4件**発生しています!!



シートベルトを正しく着用すれば交通事故被害が軽減できます!!

シートベルトの正しい着用方法

- ・肩ベルトは首にかからないように肩の中央付近を通るようにする
- ・腰ベルトは腹部ではなく骨盤を巻くように締める
- ・ベルトはねじれないようにする
- ・ベルトの金具は確実に差し込む



奈良県警察

横断歩道は歩行者優先!

歩行中死者の7割は横断中。
あなた、守っていますか?

歩行者は横断歩道を利用!

夕暮れ・夜間は特に危険な場面。

注意

横断歩道のルール違反に
人も車も交通ルールを守って無くそう! 交通事故。

©藤子スタジオ/笑っせるすまんNEW製作委員会

※自動車と歩行者の事故で、歩行者が死亡した事故(平成27年~令和元年計)

警察庁・都道府県警察



歩行者の交通死亡事故の多くが道路横断中に発生!

運転者
歩行者の通行妨害

歩行者
横断歩道外の横断

自動車と歩行者の事故で、歩行者が死亡した事故(平成27年~令和元年計)

その他の事故

道路横断中に発生
約7割!

運転者も歩行者もお互いに交通ルールを守ることが重要です!

▼ 歩行者優先と正しい横断のポイント

運転者の歩行者優先義務

横断歩道接近時は減速
横断歩道の手前で停止できる速度で進行しましょう。

◇マークに注意
横断歩道又は自転車横断帯があることを示す標示です。

横断歩道では停止
横断している、又は横断しようとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をして、その通行を妨げてはいけません。

歩行者の正しい横断

横断歩道を利用
横断歩道が近くにあるときは、必ず利用しましょう。

危険な横断をしない
車両等の直前又は直後の横断、斜め横断、横断禁止場所での横断をしない。

暗くて見えにくい「夕暮れ・夜間」に注意!

交通死亡事故は17時台から19時台の夕暮れ・夜間に多く発生。

運転者と歩行者の夕暮れ・夜間の交通安全対策

運転者

前照灯の早め点灯
ハイビームの上手な活用

歩行者

明るい服装
反射材用品やLEDライト等の活用

注意!

笑がはるすまん NEW

©藤子スタジオ/笑っせえるすまんNEW製作委員会

国土交通省からのお知らせ

新しい旅の
エチケット感染リスクを避けて
安心して楽しい旅行旅先の
状況確認、
忘れずに。マスク着け、
私も安心、
周りも安心。楽しくも、
車内のおしゃべり
控えめに。旅ゆけば、
何はともあれ、
手洗い・消毒。混んでたら、
今はやめて、
後からゆっくり。握手より、
笑顔で会釈の
旅美人。おしゃべりを
ほどほどにして、
味わうグルメ。間あけ、
ゆったり並べば、
気持ちもゆったり。こまめに換気、
フレッシュ外気は
旅のごちそう。毎朝の健康チェックは、
おしゃれな旅の
身だしなみ。おみやげは、
あれこれ触らず
目で選ぼう。

ひとり一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります

旅行連絡会 協力：国土交通省・観光庁

旅行連絡会・・・交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係業界の業界団体等で構成。詳しくは、<https://www.jata-net.or.jp/virus/> をご覧ください。

新しい旅行スタイルのキホン

- 毎朝の健康チェックは、おしゃれな旅の身だしなみ。
- 旅先の状況確認、忘れずに。
- スケジュールは、ゆったりのんびり、余裕をもって。
- 間あけ、ゆったり並べば、気持ちもゆったり。
- 握手より、笑顔で会釈の旅美人。
- 混んでたら、今はやめて、後からゆっくり。
- マスク着け、私も安心、周りも安心。
- 屋外でのびのび満喫、ニッポンの自然。
- 狭い場所、混んでる場所避け、安心ナイト。
- こまめに換気、フレッシュ外気は旅のごちそう。
- 旅ゆけば、何はともあれ、手洗い・消毒。
- だいじょうぶ、観光地はいつでもあなたを待ってます。
- あなたの協力が楽しい旅を守ります。

📍 移動

- 車内でもマスク忘れず、さあ出発。
- 楽しくも、車内のおしゃべり控えめに。
- すいている時期、時間帯で快適旅行。
- 歩いたり、自転車で発見！地域の魅力。

🍴 食事

- 外での食事は、楽しく安心。
- 取り分けて、安心・安全、おいしい料理。
- 横並び、料理がもっとよく見える。
- おしゃべりをほどほどにして、味わうグルメ。
- うまい酒、注がず注がれず、マイペース。

🏠 宿泊

- 人前で、マスク着用、エチケット。
- おしゃべりは、部屋に入って存分に。
- 大浴場、静かにゆっくりいい湯だな。
- 部屋の窓、ときどき空けてリフレッシュ。
- 同宿者、少し離れてご挨拶。
- ドアノブやエレベータ、触れたらすぐに手を洗おう。
- 手洗いと手指消毒で、安心ステイ。

🏞️ 観光施設

- すいた時間・場所を選んで安心観光。
- 予約とり、並ばず、ゆったり、楽しい観光。
- 狭い部屋、長居は無用、お先に失礼。
- おしゃれで安心、オンラインチケットにキャッシュレス。
- 忘れるな、マスクは安心の入場券。
- おしゃべりは控え目に、手洗いは早めに。

🛍️ ショッピング

- すいている時間に、安心ショッピング。
- レジ待ちも、間を空けてゆったりと。
- おみやげは、あれこれ触らず目で選ぼう。
- 歓迎です、少ない額の電子決済。

旅行運轉会 協力：国土交通省・観光庁

旅行運轉会・・・交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係業界の業界団体等で構成。詳しくは、<https://www.jata-net.or.jp/virus/> をご覧ください。

■ 特に注意していただきたい「うつらない・うつさない」ためのポイント

- ・新型コロナウイルスは、人から人へうつることから、感染経路の類型を明確にすることにより、類型に応じた「うつらない」「うつさない」ための対策をとることができます。
- ・このため、これまでから感染経路の調査と推定に力を注いできており、7月以降8月31日までの感染経路の推定結果と類型毎の注意例は次のとおりです。

○7月以降の感染では、**学校・寮生活、家庭、友人との交流**が目立っています。

○また、県内事業所、飲食店、大学における部活動・学生寮及び高齢者施設においてクラスターが発生しました。

家庭

- 家庭内で自身の体調に何らかの異変を感じてもコロナを疑わず、**普段どおりの生活を続けていると、家庭内感染**につながってしまいます

対応策

- 大切な家族を守るため、ちょっとした風邪症状も甘く見ず、コロナを疑い、**ただちに家族と生活を分離！！**

寮などの集団生活

- 相部屋、部屋間の自由な往来、トイレ・風呂の共同利用、食堂での食事などにより、感染が拡大

対応策

- 体調不良者が1人でも出たら、**全員の個室管理**を徹底
 - ・ 1人部屋
 - ・ 食事は部屋まで配達
 - ・ トイレ、入浴以外は部屋から出ない、使用後は必ず消毒
 - ・ 入浴は時間を割り当て

友人との会食

- 陽性者がいた場合、感染の拡大を食い止めることは困難

対応策

- **参加者全員が感染リスクをチェック**し合う
 - ・ 発熱、身体がだるい、喉が痛いなどの症状がある者
 - ・ 数日以内に感染リスクの高い場所へ訪問歴がある者

↓

参加させない

職場

- 食事や休憩時にマスクを外して会話などをする事により、感染が拡大

対応策

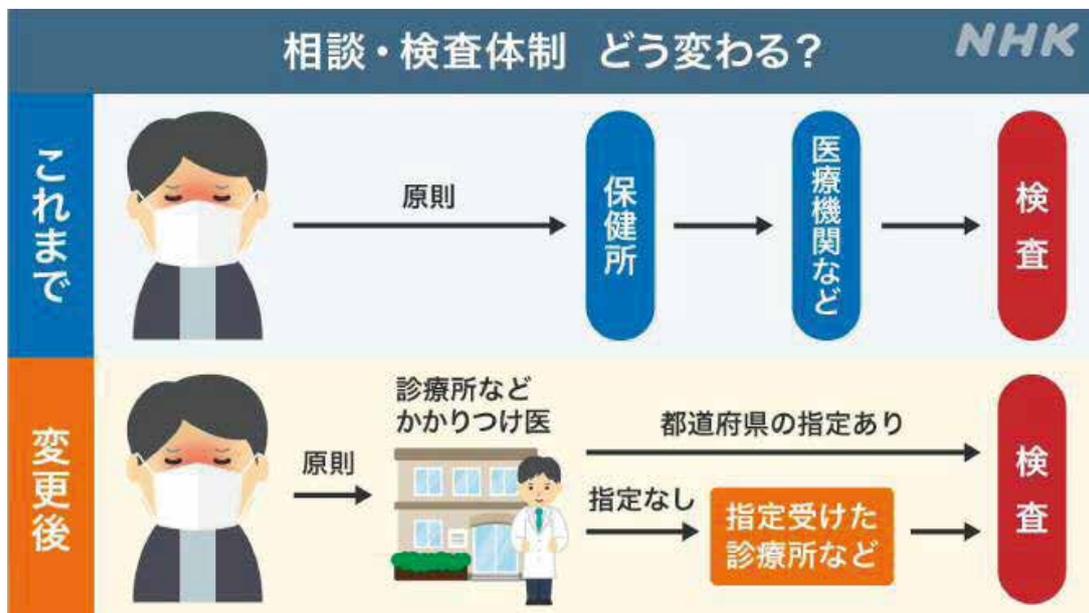
- **マスクを外したときはしゃべらない**、会話は食事後、マスクを着用してから

県庁食堂の実践例

- 対面で着席しないよう、席数を減らし、卓上に飲食スペースを明示
- 食事中はできるだけ会話を控えるよう表記
- 混雑緩和のため、長時間スペースを独占せず、食事後は早めに退席するよう表記

新型コロナ「相談・検査体制」 10月中に変更へ

2020年9月28日



秋から冬にかけて新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、厚生労働省は、相談や検査の体制を10月中に大きく変えることにしています。

現在、検査を受けたい人は、原則、保健所に電話で相談し、「感染の疑いがある」と判断されると、検査に対応できる医療機関などを紹介されることになっています。

しかし、秋以降にインフルエンザが流行すると、発熱した患者からの相談が急増して、保健所が対応できなくなるおそれがあるため、原則、診療所で相談を受ける体制に変更される方針です。

新しい体制では、まず地元の診療所のかかりつけ医などに電話で相談してもらい、相談先が分からない場合は保健所などでも相談を受け付けます。

相談先の診療所が検査に対応できる医療機関として、都道府県の指定を受けていれば診察を受け、医師が新型コロナウイルスへの感染の疑いがあると診断した場合インフルエンザと合わせて検査を受けます。

相談先の診療所が都道府県の指定を受けていない場合は、指定されている別の診療所などを紹介されます。

「トラックの日」PR活動

日時：令和2年9月27日(日) 午前10時～
場所：近鉄奈良駅前行基広場



コロナ禍でも安全な輸送継続

「トラックの日」(10月9日)をPRし、トラック輸送の役割や重要性について広く県民に知ってもらうための活動を奈良警察署の協力のもと実施し、塚本哲夫会長ら役員と広報委員の8名が参加しました。開会式で塚本哲夫会長は、「コロナ禍で

も、トラック輸送は日常生活に欠かせないエッセンシャルワーカーですが、輸送の安全があつてこそ。活動を通じて、交通事故防止の取り組みとトラック輸送の役割をPRするとともに、この世から交通事故がなくなることを祈念いたします」と述べ

ました。続いて奈良警察署の丸山正吾署長の挨拶のあと、啓発活動がスタート。タオルや除菌ウエットティッシュなどの啓発品を訪れた県民や観光客らに配布し、ラッピングトラックも登場して安全啓発活動を行いました。



▲奈良警察署の丸山正吾署長





▲ラッピングトラックでのPR活動



▲啓発用紙袋と啓発品

トラック奈良 2020年11月 第319号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
 TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁



谷瀬の吊り橋